

2024年9月4日

各位

会社名：リスクモンスター株式会社
代表者名：代表取締役社長 藤本 太一
(コード番号：3768 東証スタンダード®)
問合せ先：人 事 総 務 部
(TEL 03-6214-0331)

当社に対する訴訟の判決及び今後の方針に関するお知らせ

当社は、株式会社東京商工リサーチより提起された訴訟について、2024年9月2日に、東京地方裁判所から判決の言渡しを受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。当社としましては、判決内容は不服として控訴する方針です。

記

1. 判決のあった年月日及び裁判所

- (1) 判決日 : 2024年9月2日 (判決正本送達日: 2024年9月4日)
- (2) 裁判所名: 東京地方裁判所

2. 訴訟及び判決に至った経緯

当社は設立以来、株式会社東京商工リサーチ (以下「東京商工リサーチ」) と業務提携関係にあり、同社の有する企業データベースを利用しており、同社との間に良好な関係を構築できるよう努めてまいりました。しかしながら、東京商工リサーチより2022年3月31日をもって業務提携関係を解消したい旨の申し出がありました。これを検討したところ、当社は、2020年12月より当社の独自データベースを活用したサービス提供を開始し、企業の信用力を表す独自指標「RM格付」の精度も向上しており、本業務提携解消による当社に与える影響が軽微であるとの判断に至ったこと等から、当社は申し出を受け入れることといたしました。

その後、2022年7月27日、東京地方裁判所より、東京商工リサーチが当社を被告として、同社が当社に提供していた企業情報 (当社会員等に利用許諾したものを含む。) の消去等を求める (以下「本件利用中止等請求」) とともに、損害賠償を求める (以下「本件損害金請求」) 訴訟を提起した旨、連絡を受けました。

当社は、東京商工リサーチとの業務提携解消後においては、当該企業情報を削除しており、同情報の保有や利用や一切行っておらず、当社会員の手元にある情報の消去義務は無いものと考えております。また、金銭的請求につきましては、東京商工リサーチの請求は当社が情報を利用している場合の損害賠償請求権であって、当社は独自データベースを活用したサービスを行っており、もはや東京商工リサーチから提供された情報を一切利用しておりませんので、当該請求は到底認められないものと考えており、その旨主張しておりましたが、下記の一審判決に至りました。

3. 訴訟を提起した者（原告）の概要

- (1) 名称 株式会社東京商工リサーチ
- (2) 本店所在地 東京都千代田区大手町1-3-1
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 河原 光雄

4. 判決の内容

裁判所は、当該企業情報の利用中止及び消去等の請求については、利用中止及び消去等を求める情報等の内容、性状等が明らかでなく、当該情報等が他の情報等から区別し特定して認識することができるように特定されているとはいえないとしました。そのうえで、裁判所は、本件利用中止等請求は、請求の特定を欠くものといわざるを得ず、本件損害金請求のうち口頭弁論終結の日の翌日である令和6年6月18日から利用中止及び消去等の義務の履行が完了するまでの間に生ずべき損害金の支払い請求も、請求の特定を欠くものと言わざるを得ないとして、退けました。

その一方で、裁判所は、当社が東京商工リサーチとの間で締結した基本契約（以下「本件基本契約」）に規定されている当該企業情報の利用中止等にかかる条項には、当社が利用中止及び消去等をすべき情報等について、当社会員に利用許諾したものを含む旨を定めていることを根拠に、すでに当社の手元になくとも、当社会員に提供した情報等についても、利用中止等をすべき義務を負うものと判断しました。加えて、当社会員の保有する当社提供情報等について、当社から当社会員に対して消去等の要請をせず、引き続き保有されることにより、消去等をしないだけでなく、利用しているものと認めるのが相当と判断しました。よって、本件基本契約において損害賠償額について定めた条項の適用があるとし、かつ、当社が利用した情報及びその料金を個別的、具体的に特定する必要はないとして、業務提携解消に係る契約終了までの1年間（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に当社が利用した東京商工リサーチの情報関連サービスの料金の総額として裁判所が認める金額2億7932万6293円を2倍した金額である5億5865万2586円を1年あたりの損害金の額としました。

そのうえで、裁判所は当社に、本件損害金請求のうち第一審の弁論終結日の翌日である2024年6月18日以降に生ずべき損害金の支払い請求に係る訴えは不合法であるから却下し、本件損害金請求のうち2022年4月1日から2024年6月17日までの間に生じた損害金として12億3636万2280円の支払いを命じました。

5. 今後の見通し

判決は、東京商工リサーチが提供していた企業情報の利用中止及び返却又は消去等に係る請求については、対象となる情報等の特定に足りないため請求の特定を欠くとして退ける一方で、当社会員に提供した情報を消去しないことが当社による情報の利用に該当するとして、当社に対して多額の損害賠償を支払うことを命じるものであり、当社の主張の一部が認められなかったことは誠に遺憾であります。すなわち、仮に、当社会員が一時的に与信管理の為に情報の一部を利用していた場合であっても、当社が継続して利用し続けているとみなし、かつ情報の全てを利用したことを前提とした料金をもとに、1年当たり5億9754万6346円という著しく高額な損害金を支払わなければならないことになるものであり、契約の合理的解釈としても通常の商慣習においても妥当とは到底言えないものであります。

当社としましては今後の対応について、判決の内容を十分に検証した上で、控訴する方向で検討してまいります。

今後開示すべき事項が判明した場合には、速やかに開示いたします。

なお、上述の判決どおりですので、当社の独自データベース及び当社サービスには何ら影響はございません。

以 上